

事 務 連 絡 平成 30 年 12 月 20 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

ベンダムスチン塩酸塩製剤の保険請求上の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

「別記」

公益社団法人 日本医師会 公益社団法人 日本歯科医師会 公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本病院会 公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 日本精神科病院協会 一般社団法人 日本医療法人協会 公益社団法人 全国自治体病院協議会 一般社団法人 日本私立医科大学協会 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 一般社団法人 日本病院薬剤師会 公益社団法人 日本看護協会 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 公益財団法人 日本訪問看護財団 一般社団法人 日本慢性期医療協会 公益社団法人 国民健康保険中央会 公益財団法人 日本医療保険事務協会 独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部 独立行政法人 国立がん研究センター 独立行政法人 国立循環器病研究センター 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 独立行政法人 国立国際医療研究センター 独立行政法人 国立成育医療研究センター 独立行政法人 国立長寿医療研究センター 独立行政法人 地域医療機能推進機構 独立行政法人 労働者健康福祉機構 健康保険組合連合会 全国健康保険協会 社会保険診療報酬支払基金 各都道府県後期高齢者医療広域連合(47カ所)

財務省主計局給与共済課 文部科学省高等教育局医学教育課 文部科学省初等中等教育局財務課 文部科学省高等教育局私学部私学行政課 総務省自治行政局公務員部福利課 総務省自治財政局地域企業経営企画室 警察庁長官官房給与厚生課 防衛省人事教育局 大臣官房地方課 医政局医療経営支援課 保険局保険課 労働基準局補償課 労働基準局労災管理課

保医発 1220 第 1 号 平成 30 年 12 月 20 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

ベンダムスチン塩酸塩製剤の保険請求上の取扱いについて

ベンダムスチン塩酸塩製剤は、トレアキシン点滴静注用25mg(以下「25mg 製剤」という。)及び同100mg(以下「100mg 製剤」という。)が薬価基準に収載されているところ、今般、製造販売業者であるシンバイオ製薬株式会社から、品質上の問題のために25mg 製剤の供給が一時的に停止となる旨の報告があった。

当該製造販売業者は $25 \,\mathrm{mg}$ 製剤の供給を再開するまでの間、 $25 \,\mathrm{mg}$ 製剤に代えて $100 \,\mathrm{mg}$ 製剤を供給するとしていることを踏まえ、従来から $25 \,\mathrm{mg}$ 製剤を使用してきた保険医療機関において、 $25 \,\mathrm{mg}$ 製剤の代替として $100 \,\mathrm{mg}$ 製剤を使用した場合の保険請求上の取扱いについては、当分の間、下記のとおりとするので、関係者に対し周知徹底方お願いする。

なお、今般の取扱いは、25mg製剤の代替として100mg製剤を使用することにより、従来からの患者負担が増加することのないようにする趣旨で行うものであることに留意されたい。

記

1 従来から25mg製剤を使用してきた保険医療機関において、25mg製剤の代替として100mg製剤を使用した場合には、以下の例のとおり、当該患者の体表面積から計算される投与量に対し、当該保険医療機関において従来使用してきたベンダムスチン塩酸塩製剤の組み合わせにより投与したものとして、保険請求を行うこと。

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

(例)

ベンダムスチン塩酸塩の投与量が144 mgの患者(体表面積 $1.6 m^2$ の低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫の患者で、抗CD20抗体併用の場合の1日投与量がこれに該当)に対して、100 mg製剤を1瓶及び25 mg製剤を2瓶使用していた保険医療機関においては、今般の25 mg製剤の供給の一時停止により100 mg製剤を2瓶使用したとしても、100 mg製剤1瓶及び25 mg製剤2瓶を使用したものとしてそれぞれの薬価基準により保険請求を行う。

2 一つのバイアルを複数の患者に使用する場合の薬剤料の請求については、「疑義解釈資料の送付について(その13)」(平成29年7月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)に記載のとおりであること。